

**ジャパン・レール・パスを利用するため  
在イス日本国大使館で取得可能な書類のご案内**

平成 29 年 6 月 2 日

JR グループが販売しているジャパン・レール・パスは「日本国の旅券及び『在留期間が連続して 10 年以上であることを確認できる書類で、在外公館で取得したもの等』を有する方」が利用可能です（ジャパン・レール・パスのホームページ [http://japanrailpass.net/about\\_jrp.html](http://japanrailpass.net/about_jrp.html)）。

当館で取得可能な書類は「在留届の写し」又は「在留証明」です。詳細につきましては下記を御参照ください。  
なお、上記 2 つの書類の交付日は、いずれもジャパン・レール・パス引換証の購入日以前（6 ヶ月以内）となっていることが必要ですので、ご注意ください。

## 1 「在留届の写し」

- (1) 当館に、在留届の写し交付申請書（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000261612.pdf>）とご自身の旅券を持参してください（郵送、FAX、メール添付ファイル等での提出は受け付けておりません）。申請前に、電話でご連絡ください。
- (2) 在外公館が交付する「在留届の写し」には、在外公館にお越しいただいた方本人の情報のみが記載され、本人以外の方の情報は省略します。
- (3) 同居家族の方の情報も記載された在留届の写しの交付を希望される場合は、個人情報提供に関する同意書（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000261613.pdf>）並びに同意されたすべての方の旅券（原本）を提出してください。なお、同意書又は旅券における自署が、親権者等の代筆である場合には、御本人のご来館が必要になります。
- (4) 交付手数料は無料です。
- (5) 在留届については[こちら](#)をご覧ください。

## 2 「在留証明」（転入日が記載されているもの）

- (1) 発行から 3 か月以内の居住証明書（Wohnsitzbestätigung 等）で、入転居年月日が明記のもの、日本国旅券、及び滞在許可証が必要です。詳細は当館へお問い合わせください。
- (2) 発行手数料は[こちら](#)をご覧ください。支払いは現金となります。交付までに要する日数等については、お問い合わせください。（ジャパン・レール・パスを利用するには、利用者 1 名につき 1 通の在留証明が必要です。）

在イス日本国大使館  
領事班  
Embassy of Japan  
Consular Section  
Postfach  
3001 Bern  
Tel. 031 300 2222  
[consularsection@br.mofa.go.jp](mailto:consularsection@br.mofa.go.jp)  
<http://www.ch.emb-japan.go.jp>